様式第１号の２（第６条関係）ＪＲ線と貸切バス等を利用する場合

**ＪＲ木次線利用促進事業補助金実施計画書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 木次線利活用推進協議会　会長　様 | 申請日 | 令和　　年　　月　　日 |
| ①申請者（又は代理人）旅行会社等の場合は、会社名と施設代表者名等を記入 | 住所 | 〒　　　-　　　　　　　　　　市・郡　　　　　　　町 |
| 氏名 |  | 電話番号（担当　　　　　） |
| ②利用者①と同じ場合は記入不要 | 住所 |  |
| 氏名 |  | 電話番号 |
| ＪＲ木次線利用促進事業補助金交付要綱第６条に基づき、提出します。 |
| ③利用目的 | □旅行　　□視察　　□研修　　□遠足　　□部活動□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ④ＪＲ利用区間等\*必ず木次線乗車区間は記入してください。 | Ｊ　Ｒ利用１ | 利 用 日　　　　月　　日利用区間　（乗車）　　　　　駅（　時　分発）　（降車）　　　　　駅利用者数　　　　　人、（うち未就学児　　　人） |
| Ｊ　Ｒ利用２ | 利 用 日　　　　月　　日利用区間　（乗車）　　　　　駅（　時　分発）（降車）　　　　　駅利用者数　　　　　人、（うち未就学児　　　人） |
| Ｊ　Ｒ運賃等 | 乗車券料金・特急券料金・指定席料金の合計額　　　　　　　　　円【Ａ】 |
| ⑤貸切バスタクシーレンタカーレンタサイクル | 利用する移動手段□貸切バス　　□タクシー　　□レンタカー　□レンタサイクル利用する貸切バス等の会社名および所在地**※島根県内の事業所に限る**　会社名：　　　　　　　　　　　　　所在地：　　　　　　　　　　　　利 用 日　　　　月　　日～　　　月　　日出 発 地　　　　　　　　　　主な目的地　　　　　　　　　　　料金　　　　　　　　　　円（税抜）【Ｂ】 |
| ⑥補助金申請額 | 【Ａ】×100／110　＝　　　　　　　　円【Ｃ】　　【Ｂ】×１／２　 ＝　　　　　　　　円【Ⅾ】（小数点以下端数切捨て）（※Dの金額は、上限３万５千円とする。ただし、出雲横田駅～備後落合駅のJR利用がある場合は上限５万円とする。【Ｃ】×１／２　＋【Ⅾ】　＝　　　　　　　　円（申請額・小数点以下端数切捨て） |
| ⑦協議会からの　交付決定通知　等の受取方法 | □　郵送　　・　□　ファクシミリ（FAX番号　　　　－　　　－　　　　）□　メール　（　　　　　　　　　　　　　＠　　　　　　　　　　　　　）kisuki-line@cheriver.comから受信できるよう設定してください。 |

* 補助対象となるＪＲ運賃及び貸切バス等の利用運賃

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助対象 | 補助対象外 |
| ＪＲ運賃 | ＪＲ木次線(宍道～備後落合)【必須】のほか、山陰本線(安来～飯浦)・芸備線(備中神代～広島)・山口線(益田～津和野) の乗車区間の運賃・特急料金・指定席料金、普通列車のグリーン指定席（あめつちを含む）料金 | 一畑電車、島根県外の鉄道乗車運賃・特急料金・指定席料金及びグリーン席特急券、特別割引切符 |
| 貸切バス | キロ制運賃と時間制運賃の合計額 | 高速代、燃料代、駐車場代 |
| タクシー | 時間制運賃、メーター料金 | 高速代、燃料費、駐車場代、料金（待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金） |
| レンタカー | 有償貸渡に関する基本料金 | 損害保険料、燃料費、駐車場代、カーナビゲーションその他オプション料金 |
| レンタサイクル | 有償貸渡に関する基本料金 | その他オプション料金 |

* 補助金申請額は、消費税額を除くこと。

＊「おとな」と「こども」の区分

|  |  |
| --- | --- |
| おとな | １２歳以上（１２歳でも小学生は「こども」） |
| こども | ６歳～１２歳未満（６歳でも小学校入学前は「幼児」） |
| 幼　児 | １歳～６歳未満 |
| 乳　児 | １歳未満 |